

令和 2 年 6 月 4 日

## 復興歩掛及び復興係数の適用について

広島市域では災害復旧工事等による工事量が増大し、工事の入札不調・不落が増加していることから、今後の円滑な施工確保の対策として、次のとおり「復興歩掛」及び「復興係数」を適用する。

### 1 対象工事

全ての受託工事（受託元と協議が整った土木工事に限る）

### 2 補正方法

#### (1)日当たり作業量の補正（復興歩掛）

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たり標準日当たり作業量を 20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

#### (2)間接工事費の補正（復興係数）

【対象工事】 対象とする土木工事すべて

【補正係数】 「広島高速道路公社土木工事標準積算基準」により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

①共通仮設費：1.1

②現場管理費：1.1

### 3 適用

(1)令和2年6月4日以降に指名・公告・随意契約する工事から令和3年3月31日までに開札を行う工事に適用する。なお、毎年度、次年度以降の継続について別途定める。